

★観光庁研修「経過措置の研修（無料）」について

首記研修について2018年から観光庁で実施されていますが、改めてお知らせします。
該当する正会員は2020年3月までに受講する義務がありますのでご注意ください。

改正法施行（平成30年1月4日）より前に通訳案内士試験に合格し、都道府県で全国通訳案内士として登録されている方には、新たに全国通訳案内士試験に追加された「通訳案内の実務」科目に関し、観光庁長官が実施する研修（観光庁研修）の受講が義務づけられていますので、対象者となる全国通訳案内士は、2020年3月末日迄に観光庁研修（受講料無料）を受講して下さい。

※本研修の実施期間は2018年4月～2020年3月末日の2年間ですが、この間、研修は同じ内容で実施しますので、複数回受講いただく必要はありません。

※ただし、2019年2月～7月は研修休止期間です。集合研修（*）も動画研修（**）も2019年8月頃～2020年1月頃の期間に実施予定です。各人への通知はありませんので、対象となる方で未受講の場合は、7月頃に発表される観光庁HPを閲覧し、ご自身で申し込んで下さい（観光庁HPに発表され次第、JGAからもお知らせする予定）。

（*）集合研修：場所や回数は限定的ですので、ご希望の方は、観光庁の発表後早期にお申込みされることをお勧めします。

（**）動画研修：インターネットでの動画視聴による研修のこと。

※観光庁HP「観光庁研修について」（→熟読下さい）

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_000115.html

掲載箇所＝観光庁ホーム > 政策について > 人材の育成・活用>通訳ガイド制度> 観光庁研修について

※本研修はJGA主催研修や各団体が実施する新人研修とは関係ありませんので、お問い合わせは観光庁の担当部署へお願いします。

※お問合せ先

観光庁 観光産業課 観光人材政策室

TEL：03-5253-8367 FAX：03-5253-1585

E-mail：hqt-tuuyaku@ml.mlit.go.jp

以上。

一般社団法人 日本観光通訳協会

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-6-1 インターナショナルビル603号室

電話番号 03-3863-2895

FAX番号 03-3863-2896

E-mail：info@jga21c.or.jp

URL：<http://www.jga21c.or.jp/>